令和４年度第１回富田林市児童福祉審議会（書面開催）
会議記録

開催概要	
■書面開催について	新型コロナウイルス等感染症拡大防止のため、書面での開催としました。
■開催内容	社会福祉法人千早赤阪福祉会が設置運営を行う保育所の設置認可申請について諮問を行い、意見及び助言をいただきました。
■期　　日	令和５年３月１０日（金）から令和５年３月２８日（火）
■回 答 数	６人（委員６人中）
■議　　案	（１）　委員長の選出について （２）　委員長代理の選出について （３）　会議の記録方法について （４）　設置認可申請内容の確認及び意見聴取について （５）　答申書（素案）について
■資　　料	資料１　富田林市児童福祉審議会設置要綱 資料２　令和４年度富田林市児童福祉審議会委員名簿 資料３　富田林市情報公開条例（抜粋） 資料４　諮問書写し 資料５　位置図 資料６　大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（抜粋） 資料７　保育所設置認可基準適合確認書 ・別添１　職員名簿（非公開） ・別添２　平面図（非公開） ・別添３　施設写真（非公開） 資料８　答申書（素案）

■議事

（１）委員長の選出について

【令和５年３月１０日】

事務局　　資料１「富田林市児童福祉審議会設置要綱」第５条第１項に「委員長は委員の互選により選出する。」と規定していますが、互選することができない状況であるため、事務局案として、大阪大谷大学の河野清志氏を委員長に推挙します。

【令和５年３月２４日】

事務局　　賛成多数で可決したことを報告します。

（２）委員長代理の選出について

【令和５年３月１０日】

事務局　　資料１「富田林市児童福祉審議会設置要綱」第５条第３項に「委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。」と規定していますが、委員長が選出できない状況であるため、事務局案として、富田林市民生委員児童委員協議会の野村恭子氏を委員長代理に推挙します。

【令和５年３月２４日】

事務局　　賛成多数で可決したことを報告します。

（３）会議の記録方法について

【令和５年３月１０日】

事務局　　会議の記録方法については、情報公開請求があった場合には、原則として公開することになります。その際、記録方法には、逐語記録（発言の内容を一言一句記録）、要旨記録（会議の概要を記録）、要約記録（要点をまとめて記録）の３種類の方法がありますが、書面開催のため、『要旨記録』を事務局案として上程いたします。また、資料７の別添１～３については、資料３「富田林市情報公開条例（抜粋）」第６条第１項第１号及び第６号に該当する情報のみ非公開としたいと考えております。

【令和５年３月２４日】

事務局　　賛成多数で可決したことを報告します。

（４）　設置認可申請内容の確認及び意見聴取について

【令和５年３月１０日】

事務局　　社会福祉法人千早赤阪福祉会（以下「事業者」）から、保育所の設置認可申請がありましたので、資料４「諮問書写し」のとおり、保育所の設置認可について、意見を聴取いたします。

富田林市における保育所の設置認可は、資料６「大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（抜粋）」に掲げる要件を満たすこととしております。

設置認可申請の内容と設置認可基準を記した資料７「保育所設置認可基準適合確認書」をご確認いただき、気になることや事業者に確認したいことなどを別紙の意見書にて意見をご提出ください。

【令和５年３月２２日】

委員会　　別添のとおり意見を提出します。

【令和５年３月２４日】
事務局　　資料７について、以下のとおり修正がありましたので、資料の差し替えをお願いいたします。

修正箇所			修正前	修正後
大項目	中項目	小項目		
概要	面積	（敷地）	1185.77 ㎡	1031.40 ㎡
		（建築）	542.13 ㎡	490.26 ㎡
第 45 条	確認日		令和５年３月 10 日現在	令和５年３月 20 日現在
	面積基準	乳児室	必要面積 9.90 ㎡	必要面積 26.40 ㎡
		ほふく室	必要面積 33.00 ㎡	必要面積 52.80 ㎡
第 47 条	職員配置基準	○基準上必要な職員数（Ａ）	定員 90 名以下の施設には１名加算　1.0	（削除）
			※年齢別に園児数を配置基準で除して少数第一位まで求め（少数第二位切捨て）、各々を合計した後、少数以下切り捨て	※年齢別に園児数を配置基準で除して少数第一位まで求め（少数第二位切捨て）、各々を合計した後、少数第一位を四捨五入
		○配置基準の対象となる職員数（Ｂ）	常勤職員数①　８ 非常勤職員数 対象職員　０ 常勤換算　０ ①＋②　８	常勤職員数①　９ 非常勤職員数 対象職員　１ 常勤換算　０ ①＋②　９
	嘱託医	☑内科医又は小児科医（必置）	・契約書	・職員名簿 ・契約書
	調理員	確認方法	（空白）	・職員名簿
		確認	未	済
	その他	看護師	□	☑
		確認方法	職員名簿	・職員名簿 ・資格証
		確認	―	済

事務局　　委員会の意見に対する事業者の回答は別添のとおりです。
委員長　　事業者の回答に対し、何かご意見はありますか。

【令和３年３月２８日】
委員会　　意見はありません。

（５）　答申書（素案）について

【令和５年３月１０日】
事務局　　資料８「答申書（素案）」は、保育所の設置認可に際し支障ない場合の表記になっておりますが、結果につきましては、審議会の合意に基づき作成いたします。
　また、附帯意見については、議案（４）でご提出いただいた意見を基に事務局が取りまとめて提示させていただきますのでご確認をお願いいたします。

【令和５年３月２２日】
委員会　　意見はありません。

【令和５年３月２４日】
事務局　　議案（４）でご提出いただいたご意見を基に答申書（案）を作成しましたのでご確認くださ

い。

　また、答申書の最終確認と提出方法は、委員長へご一任いただき受理したいと考えておりますのでお諮りください。

委員長　　事務局が作成した答申書(案)及び答申書の最終確認と提出方法について、何かご意見はありますか。

【令和５年３月２８日】

委員会　　意見はありません。

事務局　　答申書の最終確認をお願いします。

委員長　　異存ありませんので、答申書を提出いたします。

以上